

療育手帳の活用

手帳の交付を受けると、下記の表のような制度やサービスが受けやすくなります。

なお、表は一応の目安で、障がい程度や所得などの要件がある場合がありますので、具体的な内容は、それぞれの窓口にご相談してください。

制度の内容	障がい程度				窓 口
	A1	A2	B1	B2	
特別児童扶養手当	○	○	○		市町村障害福祉担当課
特別障害者手当	○				市町村障害福祉担当課
税制上の優遇措置 (所得税、相続税、住民税など)	○	○	○	○	税務署 市町村税務担当課
自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免	○	○			県自動車税管理室
重度心身障がい者医療費給付事業の利用	○	○			市町村障害福祉担当課
障害福祉サービスの利用	○	○	○	○	市町村障害福祉担当課
心身障害者扶養共済制度の利用	○	○	○	○	市町村障害福祉担当課
住宅改造助成事業の利用	○	○			市町村障害福祉担当課
公営住宅の優先入居	○	○	○		県、市町村住宅担当課
JR旅客運賃の割引	○	○	○	○	JR各駅窓口
航空運賃の割引	○	○	○	○	各航空会社窓口
バス運賃の割引	○	○	○	○	各バス会社窓口
タクシー運賃の割引	○	○	○	○	各タクシー会社
船舶運賃の割引	○	○	○	○	各船舶会社
有料道路通行料金の割引	○	○			市町村障害福祉担当課 西日本高速道路
NHK放送受信料の減免	○	○	○	○	NHK放送局
携帯電話料金の割引	○	○	○	○	各携帯電話会社
レジャー施設、文化施設等の入場料割引	○	○	○	○	各施設
トライアル雇用、職場適応訓練など 就労支援制度の利用	○	○	○	○	公共職業安定所
企業の障害者雇用率の対象	○	○	○	○	

*その他、市町村独自のサービスもあります。お住まいの市町村によって異なりますので、市町村担当窓口でお尋ねください。